

議案第13号

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例を次のとおり制定する。

令和元年11月15日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)における法第22条の2第1項第1号に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

- 2 前項に掲げる報酬の種類は、基本報酬並びに時間外勤務及び休日勤務に係る報酬とする。
- 3 会計年度任用職員の報酬は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(職務の区分)

第3条 会計年度任用職員の職務は、次の各号に掲げるものとし、当該職務に従事する者は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事務職 一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- (2) 専門事務職(一) 専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- (3) 専門事務職(二) 専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者(国家資格を有する者)

(基本報酬)

第4条 基本報酬の額は、月額で定めるものとし、次項の規定により決定した基本額及びその基本額に100分の10を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める上限月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の基本報酬については、予算の範囲内で広域連合長が別に定める。

(時間外勤務に係る報酬)

第5条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、

その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

ただし、会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの勤務については、この限りではない。

- 4 次に掲げる時間の合計が1箇月について、60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第1項の勤務時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）

- (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第6条 滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例（平成19年条

例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第9条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた会計年度任用職員のその休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(報酬の端数処理)

第7条 第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前2条までの規定により勤務1時間について支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円には切り上げるものとする。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(以下「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(第14条第7項の規定の適用を受ける会計年度任用職員及び規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)における基本報酬の額とする。

4 前3項の規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務

時間が著しく短い者として広域連合長が規則で定めるものを除く。)について適用する。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事処分に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第10条 広域連合長は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 広域連合長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に

該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、広域連合長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 広域連合長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬の支給)

第11条 報酬は月の1日から末日までを計算期間とし、広域連合長が規則で定める期日に支給する。

2 会計年度任用職員に対しては、会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合には、その月の末日までの報酬を支給する。

(会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第12条 第5条及び第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、基本報酬の額に1.2を乗じて得た額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから広域連合長が規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

(報酬の減額)

第13条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(退職者の給与)

第14条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員法災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定す

る通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 会計年度任用職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本報酬及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 会計年度任用職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本報酬及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本報酬の100分の60以内を支給することができる。
- 5 第1項から前項に規定する場合のほか、会計年度任用職員が滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(平成19年2月1日条例第12号)の規定により休職されたときは、その休職期間中、規則の定めるところに従い、これに基本報酬及び期末手当のそれぞれ100分の100以内の額を支給することができる。
- 6 休職中の会計年度任用職員には、前5項の規定により当該各項に定められる給与を支給される場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する会計年度任用職員が、当該各項に規定する期間内で第8条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、支給日にそれぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める会計年度任用職員についてはこの限りではない。
- 8 前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当の支給については、第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第9条中「前条第1項」とあるのは、「第14条第7項」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第15条 会計年度任用職員が勤務公署に出勤し、その通勤に要する費用を自ら負担しているものについて、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額は、滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第11条及び職員の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)に規定する職員の通勤手当支給方法に準じ、算出した額とする。

(会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第16条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条

例（平成19年2月1日条例第10号）の例による。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

職 種	上 限 月 額
事 務 職	滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「滋賀県給与条例」という。）別表第一に定める1級29号の給料月額
専門事務職（一）	滋賀県給与条例 別表第一に定める1級47号の給料月額
専門事務職（二）	滋賀県給与条例 別表第一に定める1級52号の給料月額